

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」(「事務ガイドライン」)

現 行	改 正 後
<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>3.証券会社の監督事務</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>3 - 4 <u>法第43条第2号に規定する内閣府令で定める状況に係る留意事項</u></p> </div> <p>(新設)</p> <p><u>3 - 4 - 1 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第5号について</u> 証券会社が、店舗を金融機関の店舗と同一の建物に設置し、業務を営む場合においては、顧客に対する誤認防止の観点から、以下の点に留意して行うものとする。 (1) 当該証券会社と当該金融機関の窓口等が区別されており、かつ、当該証券会社名が適切に表示されているなど、適切な措置が講じられていること。 (2) 当該証券会社が、顧客に対して以下の趣旨を十分に説明すること。</p>	<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>3.証券会社の監督事務</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>3 - 4 <u>証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項</u></p> </div> <p><u>3 - 4 - 1 取引一任勘定取引の適用除外の範囲</u> <u>証券会社の行為規制等に関する内閣府令第1条第1項第2号及び同項第3号における特定同意は、次に掲げる同意を含む。</u> <u>特定の価格(あらかじめ定める方式により決定される価格を含む。)以上(売り注文の場合)又は以下(買い注文の場合)。</u> <u>特定の価格を基準値として適切な値幅を特定したもの。</u> <u>証券会社に一日の取引の中で最良執行を要請した上で価格について当該証券会社が裁量で定めること(いわゆるCD注文をいう)。</u> <u>一日の出来高加重平均価格等あらかじめ定める方式により決定される価格を目標とすること(いわゆるVWAPターゲット注文が含まれる)。</u></p> <p><u>3 - 4 - 2 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第5号について</u> 証券会社が、店舗を金融機関の店舗と同一の建物に設置し、業務を営む場合においては、顧客に対する誤認防止の観点から、以下の点に留意して行うものとする。 (1) 当該証券会社と当該金融機関の窓口等が区別されており、かつ、当該証券会社名が適切に表示されているなど、適切な措置が講じられていること。 (2) 当該証券会社が、顧客に対して以下の趣旨を十分に説明すること。 当該証券会社と当該金融機関とは別法人であること。 当該証券会社が提供する証券業に係る商品や役務は、当該金融機関が提供し</p>

当該証券会社と当該金融機関とは別法人であること。

当該証券会社が提供する証券業に係る商品や役務は、当該金融機関が提供しているものではないこと。

3 - 4 - 2 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号について

証券会社が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号の規定に該当するものとみなす。

法第41条第1項に規定する取引報告書に記載すべき事項

証券会社に関する内閣府令第60条第1項第13号に掲げる取引残高報告書に記載すべき事項

、 に掲げるもののほか、金銭若しくは有価証券の受渡しに関する事項（ただし、金融機関を通じて金銭の受渡しを行う場合、振替決済により有価証券の受渡しを行う場合等、顧客との間で直接金銭又は有価証券の受渡しを行わない場合における当該受渡しに関する事項を除く。）

3 - 4 - 3 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第8号について

証券会社が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第8号の規定に該当するものとする。

投資信託又は投資法人（3 - 4 - 3において「投資信託等」という。）の形態及び状況（名称、性格等）

解約する投資信託等の状況（概算損益等）

乗換えに係る費用（解約手数料、取得手数料等）

その他投資信託等の性格、顧客のニーズ等を勘案し、顧客の投資判断に影響を及ぼすもの

ているものではないこと。

3 - 4 - 3 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号について

証券会社が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号の規定に該当するものとみなす。

法第41条第1項に規定する取引報告書に記載すべき事項

証券会社に関する内閣府令第60条第1項第13号に掲げる取引残高報告書に記載すべき事項

、 に掲げるもののほか、金銭若しくは有価証券の受渡しに関する事項（ただし、金融機関を通じて金銭の受渡しを行う場合、振替決済により有価証券の受渡しを行う場合等、顧客との間で直接金銭又は有価証券の受渡しを行わない場合における当該受渡しに関する事項を除く。）

3 - 4 - 4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第8号について

証券会社が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第8号の規定に該当するものとする。

投資信託又は投資法人（3 - 4 - 4において「投資信託等」という。）の形態及び状況（名称、性格等）

解約する投資信託等の状況（概算損益等）

乗換えに係る費用（解約手数料、取得手数料等）

その他投資信託等の性格、顧客のニーズ等を勘案し、顧客の投資判断に影響を及ぼすもの